

【令和 3 年度第 1 回戸田市都市景観審議会】

諮問案件 (1) : 屋外広告物禁止地域の追加指定について (戸田駅西口駅前広場)

・ 屋外広告物の禁止地域について

禁止地域とは : (参照 : 【資料 1-3】 禁止地域 区域図 (左下枠内))

良好な景観形成への配慮や風致の維持をする必要性が高い地域や場所、あるいは都市公園や学校など屋外広告物を出すことが好ましくない場所などを「禁止地域」としており、「一般広告物」は出せません。

なお、許可を受けることで「自家広告物」の掲出は可能です。

市内の禁止地域 (市長が指定している地域) : (参照 : 【資料 1-3】 禁止地域 区域図 (右上一覧表))

- ・ 東京外環自動車道、首都高速道路及び東日本旅客鉄道 (駅舎を含む) の市内全区間
- ・ 東京外環自動車道及び首都高速道路から両側 200m 以内の市内の区域 (路面高以下の空間を除く)
- ・ 戸田公園駅西口駅前広場、北戸田駅東口駅前広場

※法令等の規定により定められている地域として、生産緑地地区や都市公園等があります。

・ 市内の駅前広場の禁止地域の指定について

戸田公園駅西口駅前広場、北戸田駅東口駅前広場 : (参照 : 【資料 1-2】 写真等資料 P3. 4)

- ・ 整備済である駅前広場を禁止地域に指定し、屋外広告物の乱立を防いでいます。
- ・ 駅前広場周辺の商業施設等においては、屋外広告物の掲出は可能であり、ある程度の賑わい創出を許容しつつ、駅前広場としての景観を維持しています。

・ 整備中である戸田駅西口駅前広場の周辺について

戸田駅西口周辺景観づくり推進地区 : (参照 : 【資料 1-2】 写真等資料 P5. 6)、【資料 1-4 (参考)】)

- ・ 戸田駅西口周辺は平成 26 年に景観づくり推進地区に指定しており、景観づくりの方針を定め、建築物の新築時等や屋外広告物等の掲出時等は、規制に適合するように努めていただいています。
- ・ 屋上や壁面を利用した広告物の他、窓の内側に設置する広告物等の掲出に対し基準を設けています。

戸田駅西口駅前広場の指定効果について : (参照 : 【資料 1-2】 写真等資料 P7)

- ・ 市の顔ともなる駅前広場という公共性の高い場所に対し、「戸田駅西口周辺景観づくり推進地区」内である駅前広場において、屋外広告物の更なる乱立を防ぎます。

→新たに整備される「戸田駅西口駅前広場」を屋外広告物の禁止地域に指定し、良好な景観を維持することに努めていきます。(駅前広場として都市計画決定している範囲を指定)

・ 戸田駅西口駅前交通広場整備工事について

工事状況について : (参照 : 【資料 1-2】 写真等資料 P8)

工期 : 令和 2 年 12 月 ~ 令和 4 年 2 月

事業費 : 234, 800, 000 円 (税抜き)

主な工事内容 : ロータリー、広場、バス乗り場等の整備

※工事完成後 (2 月末ごろ) に屋外広告物の禁止地域に指定